1　平成二十六年度の初日から平成二十七年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　生鮮等牛肉　二十一万六千九百六十六トン
二　冷凍牛肉　二十九万九千九十九トン
2　平成二十六年度の初日から平成二十七年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　生鮮等牛肉　八万六千四百十七トン
二　冷凍牛肉　十三万八千百十三トン

○財務省告示第百五十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十七年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年四月三十日

財務大臣　麻生　太郎

○厚生労働省告示第二百六十一号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第二十三条において準用する同法附則第十六条第二項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条において準用する同法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する清算型加算金利率（平成二十六年厚生労働省告示第二百十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

平成二十七年度	年〇・三七パーセント

表に次のように加える。

○厚生労働省告示第二百六十二号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第二十三条において準用する同法附則第十六条第二項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条において準用する同法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する清算型加算金利率（平成二十六年厚生労働省告示第二百十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

平成二十七年度	年〇・三七パーセント

表に次のように加える。

○厚生労働省告示第二百六十三号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十二条において準用する同法附則第十六条第二項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条において準用する同法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する清算未了特定基金型加算金利率（平成二十六年厚生労働省告示第二百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

平成二十六年度の初日から平成二十七年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　豚肉等　七十四万千四百八十五トン
二　生きている豚及び豚肉等　七十四万千五百七トン

○財務省告示第百五十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、オーストラリア協定の効力発生の日から平成二十七年三月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年四月三十日

財務大臣　麻生　太郎

オーストラリア協定の効力発生の日から平成二十七年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　生鮮等牛肉　二万四千七百六トン
二　冷凍牛肉　二万三千五百二トン

平成二十七年度	年〇・三七パーセント

表に次のように加える。

○厚生労働省告示第二百六十四号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月一日から適用する。

平成二十七年四月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二に次の一号を加える。

六十一　多項目迅速ウイルスＰＣＲ法によるウイルス感染症の早期診断

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

ウイルス感染症が疑われるもの（造血幹細胞移植（自家骨髄移植、自家末梢血管細胞移植、同種骨髄移植、同種末梢血管細胞移植又は臍帯血移植に限る。）後の患者に係るものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら血液内科又は小児科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

②　血液専門医、造血細胞移植認定医（一般社団法人日本造血細胞移植学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は小児血液・がん専門医（特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十五例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　血液内科又は小児科を標榜していること。

②　実施診療科において、血液専門医、造血細胞移植認定医又は小児血液・がん専門医の医師が四名以上配置されていること。

③　薬剤師、臨床検査技師又は臨床工学技士が配置されていること。

④　病床を二百床以上有していること。

⑤　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑥　当直体制が整備されていること。

⑦　緊急手術体制が整備されていること。

⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑩　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑪　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑫　ＰＣＲ法を実施できる医療機器が設置されていること。

⑬　当該療養について五十例以上の症例を実施していること。

第三第四号を次のように改める。

四　削除

第三第十一号を次のように改める。

十一　削除